

# 雜 錄

## 明治節唱歌歌詞募集

今般當省ニ於テ左記要項ニ依リ毎年明治節當日全國小學校及ヒ其ノ他ノ學校並ニ男女青年團等ニ於テ歌ハシムヘキ唱歌用歌詞ヲ募集ス

一、歌詞ハ明治節當日奉唱セシムルモノトス

一、歌詞ハ小學校兒童ノ歌フニ適スル程度ノモノ

タルヘシ

一、歌詞ハ二節又ハ三節トシ一節ノ長サハ四句又

ハ六句トス但シ四句ノ場合ニハ折返シノ一句

ヲ加フルコトヲ得

一、歌詞各節ノ相當句ハ其ノ字脚ヲ一樣ナラシム

ヘシ

一、漢字ニハ振假名ヲ附スヘシ

一、募集期限ハ本年四月三十日トス

一、應募歌詞ハ一人一篇ニ限ル

一、應募者ハ宿所氏名ヲ歌詞及ヒ封筒ニ記入スル

コトナク別紙ニ記載シテ嚴封シ更ニ之ヲ歌詞

ト同封シテ文部省圖書局宛前記募集期限内ニ

到達スルヤウ差出スヘシ但シ上封ニハ『明治

節唱歌應募歌詞』ト記載スルコトヲ要ス

一、用紙ハ半紙トス

一、應募歌詞ハ當省ニ於テ審査シ優等ト認メタル

モノハ官報ヲ以テ之ヲ發表ス

一、入選者ニハ夫々金百圓乃至千圓ノ賞金ヲ贈與

ス

一、入選歌詞ノ著作権ハ當省ニ屬スモノトス又該

歌詞ヲ使用スル場合ニハ當省ニ於テ之ヲ修正

スルコトアルヘシ

一、應募歌詞ノ原稿ハ一切之ヲ返附セス

昭和三年三月

文 部 省

# 大禮奉祝歌明治節唱歌募集 に就て

圖書局

今度文部省が大禮奉祝歌と明治節唱歌とを廣く國民から募集することゝなつたに就て、その規程や手續に關し種々の問合せがあるが、その中最も多い疑問に對し一應の解説を試みたいと思ふ。

その一は

「一節ノ長サハ四句トス但シコレニ折返シノ一

句ヲ加フルコトヲ得」

といふ點であり、その二は

「各節ノ相當句ハ其ノ字脚ヲ一樣ナラシムヘ

シ」

といふ點である。此の二ツは例についていふのが一番解り易いから、左の歌に依て一緒に説明することとする。

## 運動會の歌

一、強く體を馴さんと(第一句)

堅くこゝろを鍛へんと(第二句)

日頃つとめし練習の(第三句)

出来ばえ見するは今日なるぞ。(第四句)

振へ、振へ、わが友。(折返し)

二、からだあくまで健かに(第一句)

心ますく爽かに(第二句)

われら子どもの盛なる(第三句)

元氣を見するは今日ならず。(第四句)

振へ、振へ、わが友。(折返し)

これは尋常小學唱歌第五學年用にあるものだが、丁度一節四句で、最後に折返しの一語があるものゝ一例である。或は最後の折返し

「振へ振へわが友」

の代りに第一節に於ては

「出来ばえ見するは今日なるぞ」

を、第二節に於ては

「元氣を見するは今日なるぞ」

を繰り返してもいい。又、

「各節ノ相當句ハ其ノ字脚ヲ一樣ナラシムヘ

シ」

といふのは、前の歌を調べると

第一句 七、五

第二句 七、五

第三句 七、五

第四句 八、五

折返シ (六、四)

となつて居て、各節第一句七、五第二句七、五第三句七、五第四句八、五と一樣になつてゐる。之を指して

「各節ノ相當句ハ其ノ字脚ヲ一樣ナラシムヘ

シ」

と言ふのである。故に若し第一節に於て

第一句 七、六

第二句 八、五

第三句 七、五

第四句 八、六

の形を採るなら、第二節以下に於ても第一句は七、六に、第二句は八、五に、第三句は七、五に第四句は八、六にしなければならぬ。之は作曲上の關係から斯く定めたのである。

疑問の三は

「應募者ハ宿所氏名ヲ歌詞及ヒ封筒ニ記入スル

コトナク別紙ニ記載シテ嚴封シ更ニ之ヲ歌詞

ト同封シテ差出スヘシ」

といふ點である。之は一に審査の公平を期する爲めに設けた規程で、歌詞受理と同時に歌詞と住所氏名を記した紙の入つて居る封筒に合番號をつけ、歌詞の審査に當つて作歌者の誰たるかを知り得ざらしむる爲である。そして假に第百番といふ

番號の歌が最優と決した時に始めて第百番といふ封筒を開く。すると中に何某といふ作歌者名とその住所とが記された紙が入つて居て當選者の住所氏名が判明すると云ふ次第である。故に應募者は住所姓名のみを紙に書き、之を一度封筒に入れ、歌詞には住所氏名を書かずに先の住所氏名の紙の入つた封筒と一所に更に封筒に入れ、裏には住所氏名を書かずに差出すのである。

以上の外三月二日の官報を参照して、昭和の新政に相應しい大禮奉祝歌、又明治の聖代を偲ぶに足るべき雄大な秀歌を數多く應募せられんことを切望する。